

相談支援概論2

相談支援(障害児者支援)の基本的視点

「改訂障害者相談支援従事者研修テキスト」「令和元年度 相談支援従事者指導者養成研修」の資料を参考としています

社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会
中川区障害者基幹相談支援センター
渡邊 理恵子

講義の内容

- 1 はじめに
- 2 社会モデルとスティグマ
- 3 エンパワメント
- 4 意思決定支援

1 はじめに

はじめに

◆「相談支援概論3講義」の位置づけ

講義1「相談支援の目的」(Aim)

講義2「**相談支援の基本的視点**」(Basic concepts)  今はここ

講義3「相談援助技術」(Competency)

A) マクロな歴史やミクロな事例から相談支援の目的(ゴール)を確認

B) **迷ったときや困難な時、実践の根拠となる大切な概念**  今はここ

C) 相談支援専門員が身につけるべき力、行動

「基本的視点」の獲得目標

- ①エンパワメントや本人を中心とした支援を実施するにあたり、相談支援(障害児者支援)の基本的な姿勢について理解する。
- ②利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立った支援を行う必要があることを理解する。

講義の概要

1 はじめに

基本的視点のキーワード、相談支援とは

2 社会モデルとスティグマ

障害と機能障害の区別、社会モデルと医学、スティグマ

3 エンパワメント

自立と依存、共依存と虐待、エンパワメント

4 意思決定支援

意思決定支援、ピアサポートの重要性

「基本的視点」の学習のポイント

相談支援の基本的視点のキーワード

- ①個別性の重視
- ②生活者視点、QOLの重視、リカバリー
- ③本人主体、本人中心
- ④自己決定(意思決定)への支援
- ⑤エンパワメントの視点、ストレングスへの着目
- ⑥権利擁護、スティグマ

相談支援とはどのような営みなのか

1障害とは:社会的モデルとスティグマ

2障害のある人の権利擁護:エンパワメント

3障害のある人の権利擁護:意思決定支援

4障害のある人の権利擁護:社会資源の創出

相談支援とはどのような営みなのか
4つに分けて説明する。

1 障害とは： 社会モデルとスティグマ

- ・障害がある人は自分の意思やニーズを満たす社会資源を容易に見つけることが困難。
- ・障害のある人に対する世の中のスティグマ
→グループホーム建設に対しての地域住民の反対、就労における差別などが住まいや仕事などの基本的な社会資源へのアクセスを奪う。

相談支援とは、障害のある人の意思やニーズと、それを満たす社会資源をつなぐ仕事。

2 障害のある人の権利擁護： エンパワメント

- ・社会資源が少ないと、社会資源から支配される危険性が高まる。
- ・障害がある人は介助者の事情に合わせて自分のニーズを抑え込むしかなくなる。

相談支援には、障害のある人が支配や虐待から逃れ、自由と尊厳をもって生きるために、障害のある人と豊かな社会資源とをつなぐ役割が求められる。

→力を奪われた人が力を取り戻す。

エンパワメント、ストレングス、権利擁護

3 障害のある人の権利擁護： 意思決定支援

- ・障害のある人の意思やニーズをくみ取ること
- ・社会資源が世の中に存在しているかを知ること

相談支援は、本人主体、本人中心の相談支援を行うため意思決定支援が必要。

意思決定支援を行うために、個別性の重視という視点、本人の主観的な視点から世界を理解する、生活者視点、QOLの重視、リカバリーの視点も不可欠。

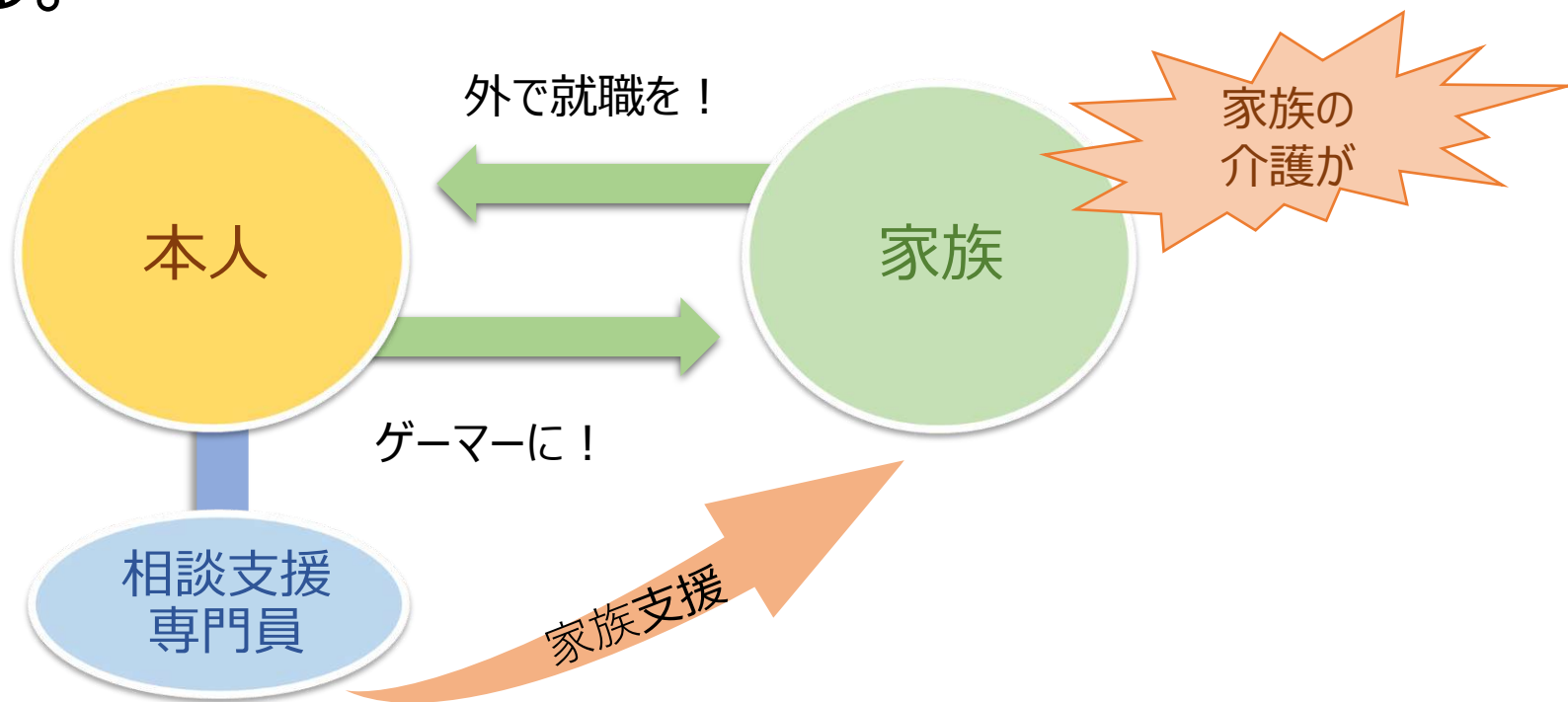
4 障害のある人の権利擁護： 社会資源の創出

- ・現状で手に入れられる社会資源が限られている
- ・本人が妥協とあきらめ→意思やニーズを抑え込むことがある

本人が表明している意思やニーズからだけでなく、本人が押さえ込んでしまっている潜在的なニーズを支持し、新しい社会資源の創出を行うのも相談支援の仕事。

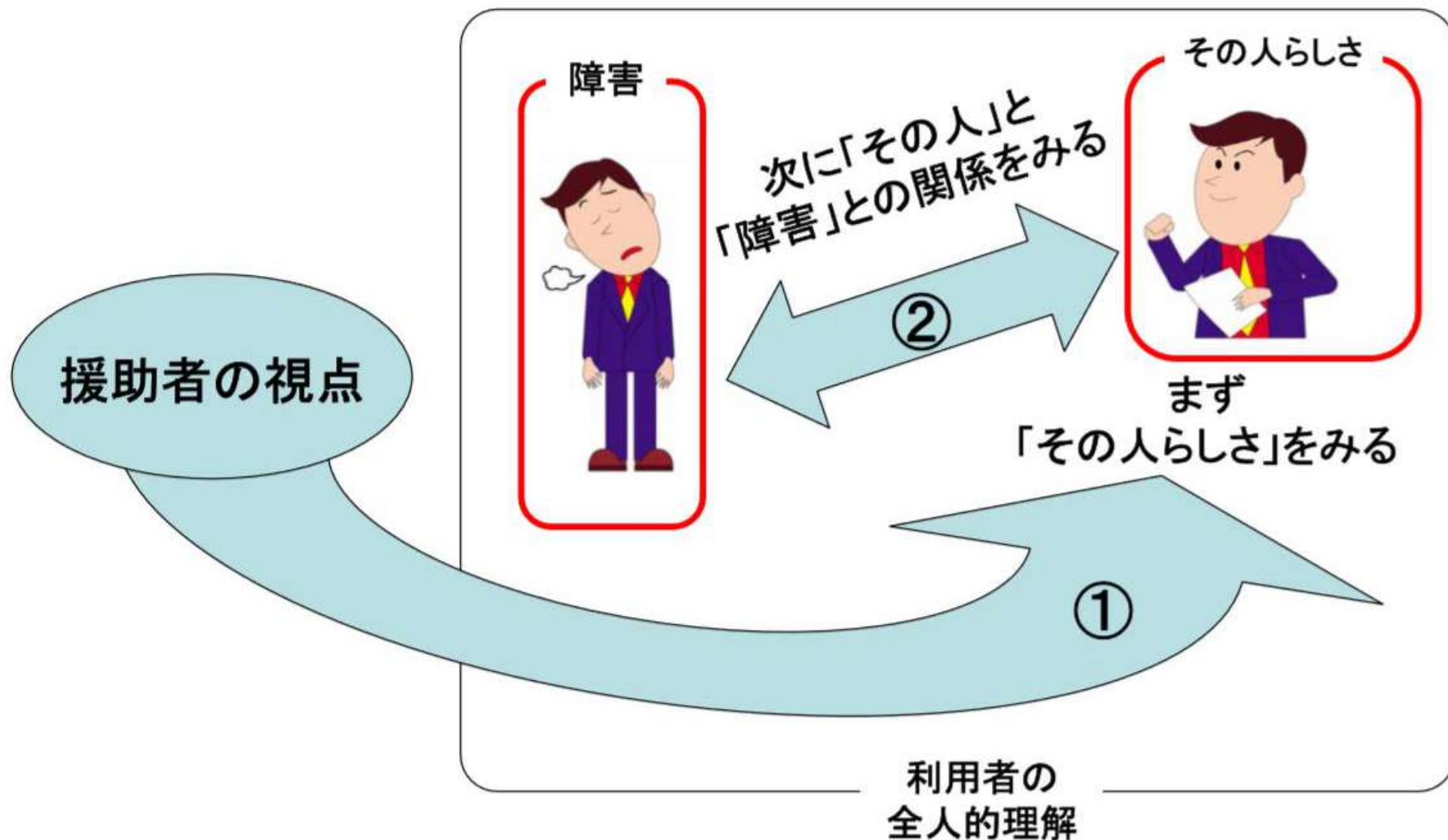
個別性の重視

「障害のある人」というカテゴリーでくくらず、唯一無二の身体と歴史をもち生きてきた〇〇さんを深く理解する。その人なりを活かした生き方を支援する。家族の人生も尊重する。



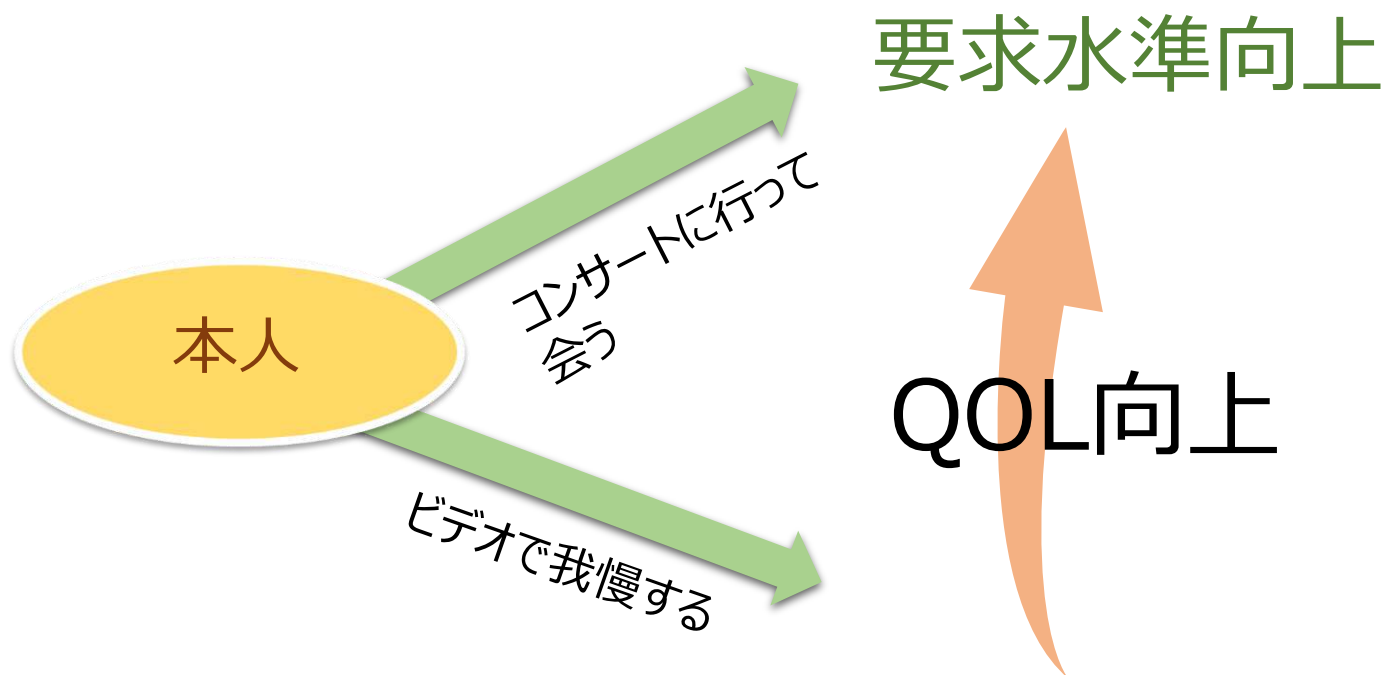
「人」優先の理解

「人」より先に「障害」があるわけではない



生活者の視点、QOLの重視、リカバリー

人生の質を高めるための支援に積極的であること

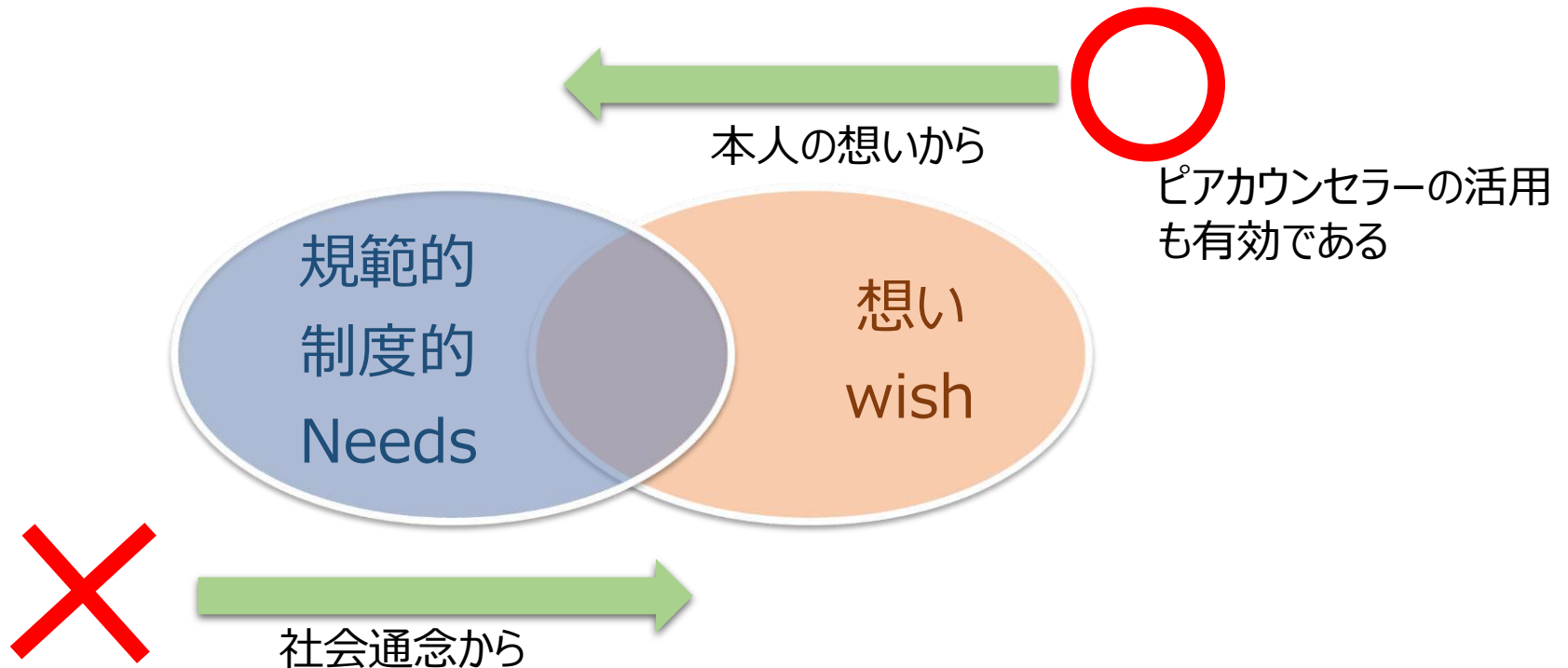


生活（人生）の質の向上とは何か

- Lifeは、①生命、命、生存、②生計、暮らし、暮らし向き、③人生、生涯、生き方、生き様という三重構造。
（森岡ほか 1993）
- 支援者は利用者の要求水準を向上させるために、利用者と常に刺激し合い、より質の高い生き方をともに考える姿勢が求められる。
- QOL向上を意図した継続的な支援が行われないと、利用者の自己肯定感を下げ、要求水準が上がらないため、サービスの水準も下がるという悪循環が起こる。

本人主体の視点(本人中心)

社会通念や既存の制度から障害を捉えるのではなく、常に本人に寄り添って「想い」を捉え、主体性を引き出す。



なぜ、本人主体の視点なのか

- 生活上の課題や問題を解決する際の主語は、本人以外あり得ないということ。
- 支援過程とは、支援者の過程ではなく、本人が問題解決に向けて取り組む本人の過程でなければならない。支援者はその歩みを専門的に支える。
- 自己決定の原則とは、単に本人に決めてもらうことや本人が決めたことを大事にするということではなく、本人が決めるそのプロセスを支えること。

※ 岩間伸之 『人権随想 人を援助すること』の意味を考えるー価値の根幹にあるものー』より

本人主体に基づく相談支援の考え方

- 目の前の相談者は「課題のある人」である前に「尊厳ある存在」「権利の主体」。
- 生活上の課題や困難さを、支援者＝外側からの客観的理解ではなく、**本人のストーリー(内在的論理)**の中から了解する。
- そして、どんな状態にあっても決して見捨てない。突き放さない。エンパワメントする過程に徹底して付き合う。



そのためには本人を尊厳ある存在としてありのまま受け止め、「存在」を価値あるものとして認めていくこと。

2 社会モデルとスティグマ

社会モデル

概念の登場は『障害者権利条約』

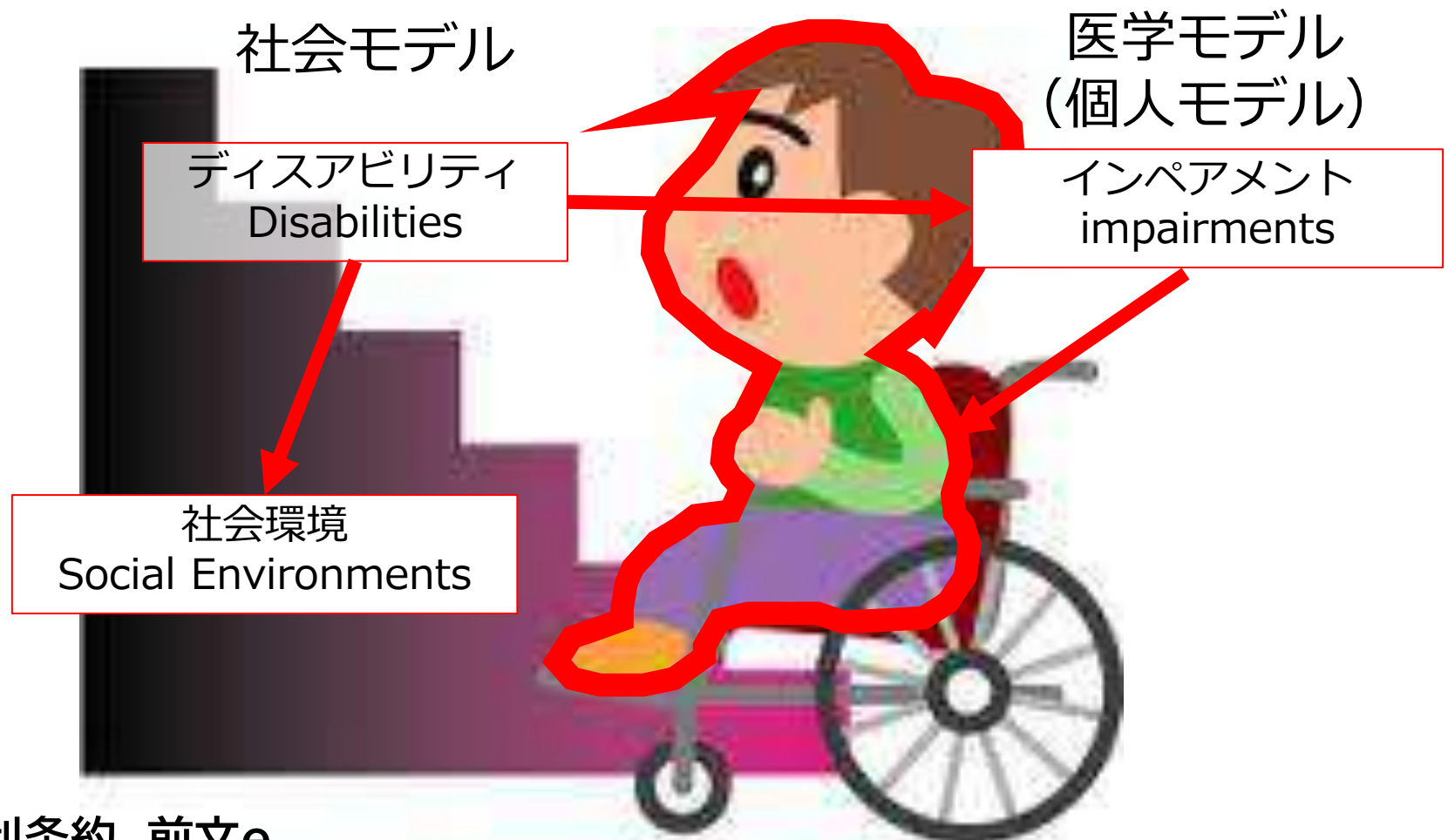
(2006年／平成18年 国連採択)

(2014年／平成26年 日本批准)

‘障害’は、機能障害のある人と、そのまわり人たちの態度・環境といった社会的障壁との間の相互作用である、と明文化。

つまり、「障害」とは、個人に固定されるものではなく、社会との関わりの中で「変わり得る」もの、ということ。

「障害はどこにある？」



障害者権利条約 前文e

「…障害(**disability**)が、機能障害(**impairment**)を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものから生ずることを認め…」

社会モデル 障害者基本法では

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ 当該各号に定めるところによる。

1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 **社会的障壁** 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような**社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。**

権利条約が示した[社会モデル]は、日本において初めて2011年の改正障害者基本法で障害の定義に盛り込まれた。

社会モデル における医学の位置づけ

障害者権利条約は、社会モデルを採用した。これは機能障害を減らそうとする医学を全否定したという意味ではない。

医学的
アプローチ

障壁を減らす
アプローチ

二つの割合のベストミックスを通じて機能障害の有無にかかわらず平等な機会が保証される社会の実現を目指す。

エンパワメントの視点、ストレングスへの着目

社会モデル 世間では

- ・精神障害者保健福祉手帳を受け取ったある人のつぶやき

「正直、ほっとしたのが半分、ため息が出たのが半分。
ほっとした部分は、家族とか会社から色々言われていた理由が病気のせいだと分かって自分の負担が軽くなったこと。
ため息が出たのは、手帳によって公に認められた障害者になってしまったこと。健常者として頑張ってきたのに、もう健常者じゃないんだと思うと、寂しいというか、情けないというか…」

障害者 vs 健常者 ?
改めて、問う。
「障害はどこにある？」

【健常者】…障害者、病者に対していわれる表現

- ・心身に病気や障害のない人（大辞泉）
- ・特定の疾患を抱えておらず、日常生活行動に支障のない人（Wikipedia）

ストップ！スティグマ(stigma)

スティグマとは態度・慣行・観念に関する障壁

- スティグマはネガティブな意味でのレッテル。
- 権力の下で、一部の属性に対してラベリング(レッテルを貼る)・ステレオタイプ(固定観念)・分離・社会的ステータスの喪失・差別の5つが共起する現象 (Link & Phelan, 2001)
- スティグマを刻まれた人々への劣等視が正当化され、その結果、スティグマを負った人は差別されるという形で社会的不利を被る。

3つのスティグマ

①公的スティグマ

家族、親族、同僚、医療関係者などの周囲の人々が当事者に対してもつスティグマ

②自己スティグマ

当事者が、日々の体験から公的スティグマを自己の内面に取り込み、自己批判を行うようになる当事者自身が持つスティグマ

③構造的スティグマ

自己スティグマが公的スティグマを強化する悪循環を維持させている法令、政策、文化的規範などの社会構造

ストップ！スティグマ(stigma)

相談支援専門員としてどう働きかけるか？

長期的には
共生社会をめざすこと

短期的には
当事者が自己スティグマを減らすために自助グループにつなぐ
交流プログラムを企画する など

地域共生社会とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

「地域共生社会」とは 「地域協働社会」であること

それは、「多様性」を認め合い
ともに「学び」　ともに「育ち」
ともに「働き」　ともに「暮らす」社会づくり
『差別』や『排除』などを取り除いていきながら、
誰ひとり取り残されない地域づくり
をすすめていくことが重要となっている。

正に相談支援専門員の
「価値」が問われている。

3 エンパワメント

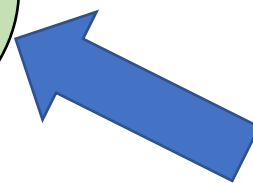
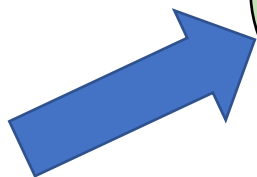
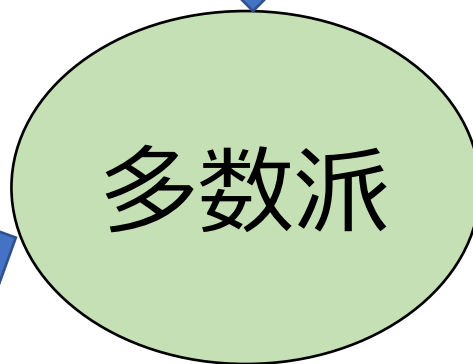
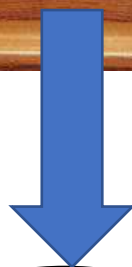
自立の反対語とは

依存？

参考文献

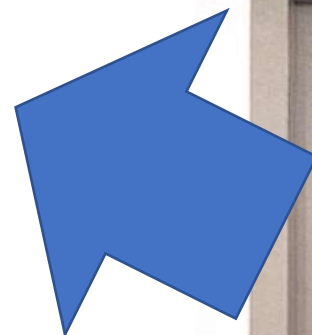
1. 熊谷晋一郎 (2017) 当事者の立場から考える自立とは, リハビリテーション研究, 170:8-10.
2. 熊谷晋一郎 (2016) 共同性と依存先の分散: 当事者、家族そして教師へのメッセージ, LD研究, 25(2):157-167.
3. 熊谷晋一郎 (2016) 発達障害当事者の「自立」と「依存」, 藤野博(編). ハンディBookシリーズ発達障害支援・特別支援教育ナビ第7巻「発達障害のある子の社会性とコミュニケーションの支援」, 63-73, 東京: 金子書房.
4. 熊谷晋一郎 (2014) 自己決定論、手足論、自立—概念の行為論的検討, 田島明子(編), 「存在を肯定する」作業療法へのまなざし—なぜ「作業は人を元気にする！」のか, 16-35, 東京: 三輪書店.
5. 熊谷晋一郎 (2013) 依存先の分散としての自立, 村田純一 (編), シリーズ「知の生態学的転回: 人文科学のフロンティア」第2巻技術: 身体を取り囲む人工環境, 109-136, 東京: 東京大学出版会.







障害が
ある人



「自立」とは「依存」先を増やすこと

東京大学先端科学技術研究センター准教授 熊谷 晋一郎

(前略)それまで私が依存できる先は親だけでした。だから、親を失えば生きていけないのでは、という不安がぬぐえなかった。でも、一人暮らしをしたことで、友達や社会など、依存できる先を増やしていけば、自分は生きていける、自立できるんだということがわかったのです。

「自立」とは、依存しなくなることだと思われがちです。でも、そうではありません。「依存先を増やしていくこと」こそが、自立なのです。これは障害の有無にかかわらず、すべての人に通じる普遍的なことだと、私は思います。
(後略)

養育者・支援者の共依存

人的環境と自立までの過程



多職種連携・チームアプローチ
地域づくり(コミュニティワーク)
と深くかかわる。

共依存と虐待

リスク要因一覧

- 障害のある人に帰属される要因
 - ☐ 移動能力の低さ(避難しにくい)
 - ☐ 言語障害(虐待の事実をつたえられない)
- 加害者に帰属される要因
 - ☐ ケアの責任を過度に課せられている
 - ☐ 疲労、孤立、経済的困窮、などのストレス
 - ☐ 障害についての知識の不足
- 環境要因
 - ☐ 社会的排除
 - ☐ 専門的支援への囲い込みと拡大家族の不在

障害者虐待防止法

(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)

◇「障害者虐待」を次の3類型に分類

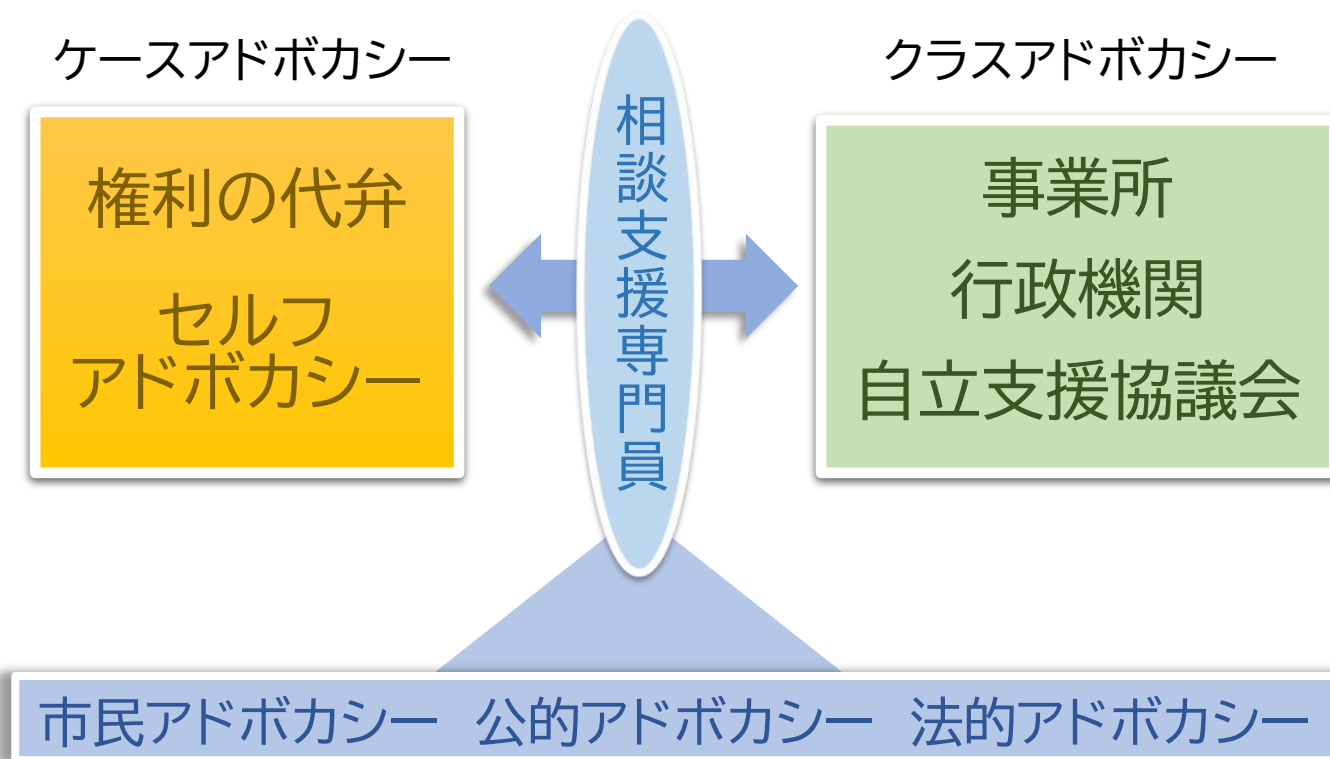
- ① 養護者による虐待
- ② 障害者福祉施設従事者等による虐待
- ③ 使用者による障害者虐待

◇5つの虐待行為

身体的虐待	身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく身体を拘束すること
性的虐待	わいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること
心理的虐待	著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的な言動その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
ネグレクト (放棄・放置)	食事や飲み物を与えない、長時間放置すること、(事業所や企業の場合は)他者からの虐待行為の放置や養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
経済的虐待	財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること

アドボカシーの視点(権利擁護活動)

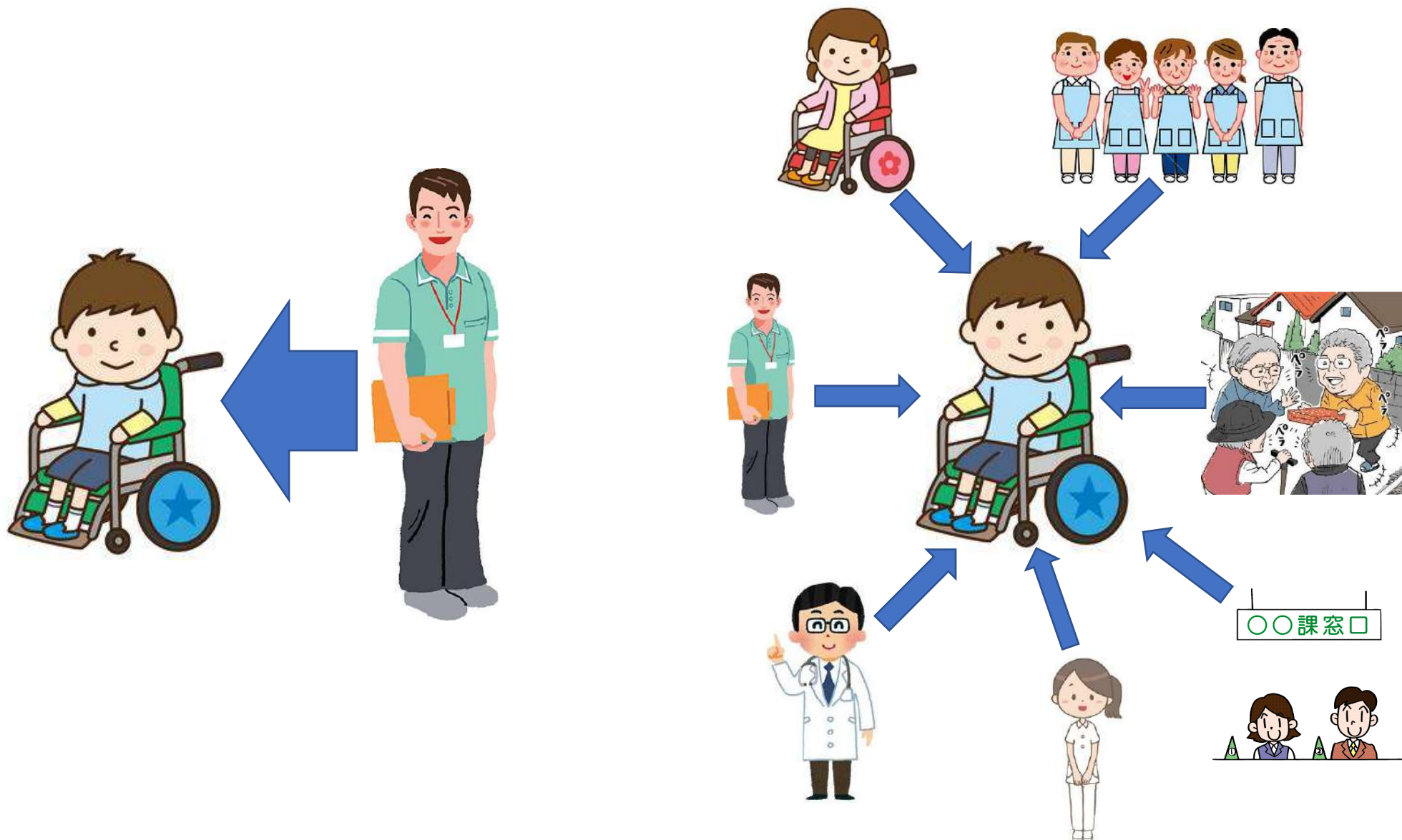
ケースアドボカシーとクラスアドボカシー双方に通じて、高いレベルでその人らしい暮らしを実現する。



アドボカシーの課題とは何か

- 本人が極めて閉鎖的かつ消極的でパワーを発揮することが困難なときに、どのようにして自己効力感を向上させるか。
- 奪われた権利を回復し、自らの人生を充実して過ごしていくためにどのような寄り添い方をしていくのか。
- 別の課題として倫理的ディレンマがある。利用者の利益を代弁するときに、それが所属事業所の批判になることがある。これを乗り越えるために多様なアドボカシーを駆使するのである。
- 相談支援専門員は市民オンブズマンや法曹界とも連携して、本人の権利擁護の実現に向けて活動をすべき位置にある。

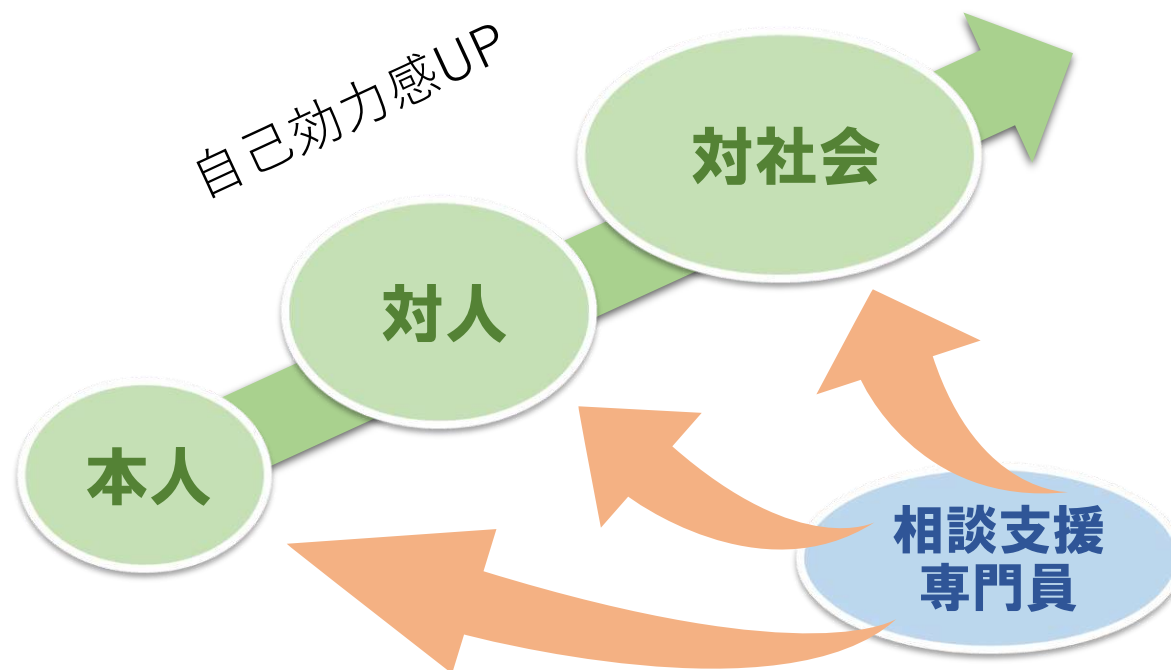
セルフケアマネジメントとエンパワメント



エンパワメントの視点

本人が周囲の人々や社会に働き掛け、社会を変えることで課題を解決していくために、環境に働き掛ける。その結果が自身の解決能力をまた高める。

支援者はこうしたプラスの循環を引き出すことが役割。



エンパワメントとは何か

「誰もが本来ひとりの人間として能力や権利が備わっているものであり、それが社会的に抑圧されていたことが問題で、いかに開放して開花させるか」

人間としての生き方が保障されてこなかった障害者が、
力をつけて自己決定を可能とし、自分自身の人生の主人公になれるように、あらゆる社会資源を再検討し条件整備を行っていかうとするのがエンパワメントという考え方であり、手法。

エンパワメント・アプローチとは？

- ①相談支援者は、**本人が主体性**をもって自ら生きづらさを解消する行動をとるよう働き掛けていく
- ②相談支援者は、本人が地域社会との関係をつくるために、**地域の社会資源を活用**するよう働き掛けていく
- ③相談支援者は、本人とともに他者との関係改善や**地域の変革**に取り組んでいく
- ④相談支援者は、本人との対等性に配慮しながら、**パートナーシップに基づいた**働き掛けを行う
- ⑤本人を信頼したパートナーシップにより、パワーの交互作用が生じ、**相談支援者も自己効力感**を高めていく

ピアカウンセリングや自立生活プログラムなど利用者の精神的サポートや自立のための情報提供を効果的に行う手法はエンパワメントの有力な手法である。

ストレングスの視点

- スtrenグスとエンパワメントは似た概念だが解釈は異なる。
- スtrenグスとは「人間の中にある逆境や苦難を乗り越えていく力、強さ」(狭間2001)である。
- スtrenグスモデルは本人や環境の持つ強さに着目し、その視点を活かして支援を組み立てることで、パワレスな状況から脱し、高い自己肯定感を得てエンパワメントに至る方法である。
- エンパワメントをパワーが備わった状態とし、ストrenグスをその状態となるための方法や視点として整理している。

リカバリーの視点

何年も奮闘してきた私たちにとっては、復元の話の流れは真実を含んではいけません。私たちにとって、リカバリーは昔の自分に戻るわけではないのです。リカバリーとは、新しい自分になるための過程です。自分の限界を見つける過程なの です。しかし、限界が新たな可能性を広げていくのを発見する過程でもあります。復元ではなく、変化こそが私たちの道筋なのです。

W.アンソニー

リカバリーとは、個人の態度や価値(本人にとって大切なこと)、感情、目標、技術や役割が変化していく過程のこと、これはとても個人的で、人によって異なる過程である。精神の病気による制限があったとしても、何かに貢献し、希望にあふれ、満たされた生活を送る生き方である。リカバリーには、精神疾患による壊滅的な影響を乗り越え成長する中で人生についての新たな意味や目標が見いだされていくことが含まれる。

P.ディーガン

当事者によるリカバリーの再定義

頭文字をつなげて「CHIME」

1. Connectedness

仲間、支援者、地域とのつながりを持つこと。

2. Hope and optimism about the future

世界や人生の意義を善なるものととらえること。(変化への動機付け)

3. Identity

肯定的アイデンティティ。自分に差別意識(スティグマ)を向けない。

4. Meaning in life

自分の人生に意味を見いだす。**QOL**、**生活**の再建。

5. Empowerment

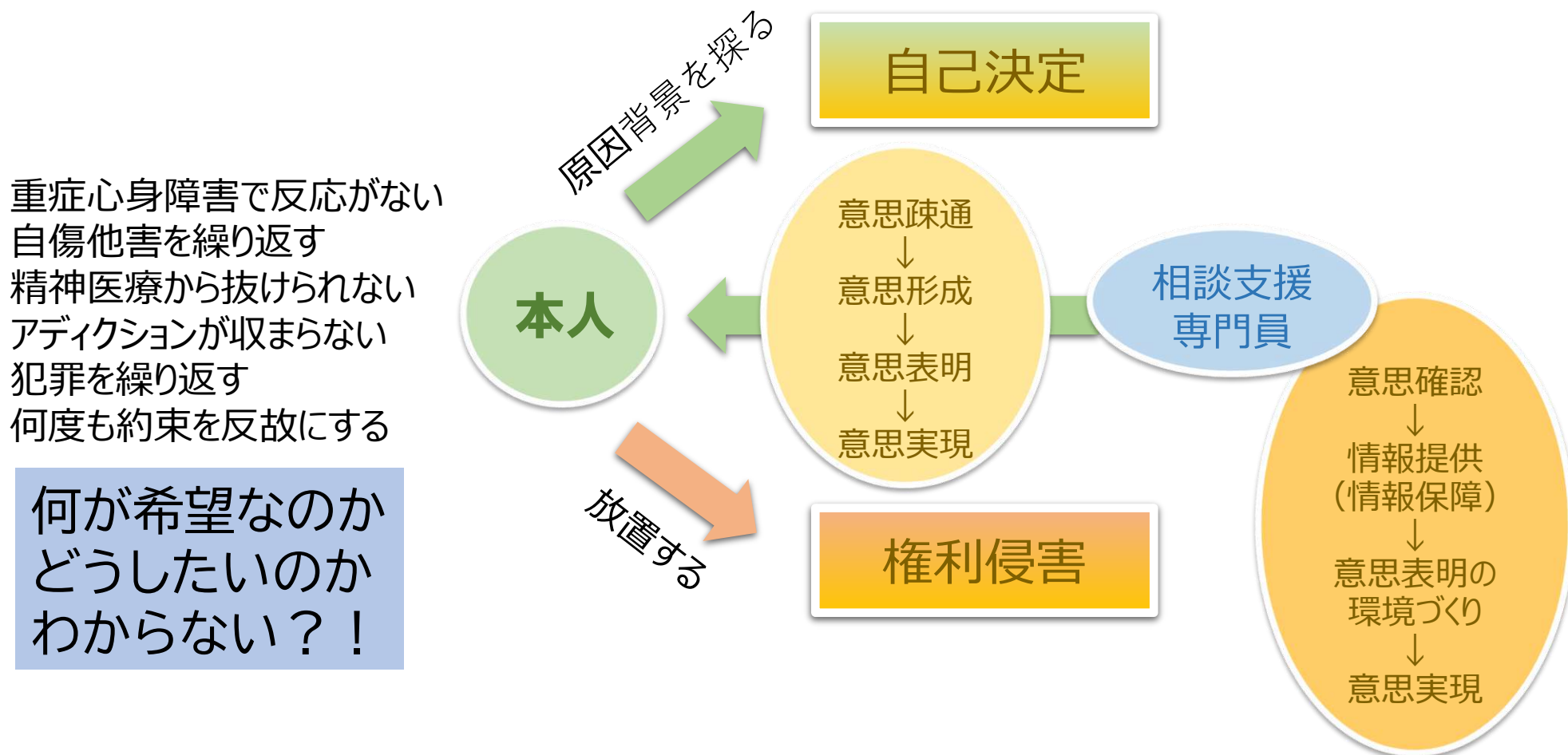
強みを自覚し、処理可能感を得る。失敗から学ぶ権利と責任を引き受けること。

Leamy, M., Bird, V., Le Boutillier, C., Williams, J., & Slade, M. (2011).
Conceptual framework for personal recovery in mental health: systematic review and
narrative synthesis.
The British Journal of Psychiatry, 199, 445-452.

4 意思決定支援

自己決定(意思決定)への支援

どんなに重い障害や困難があっても、意思決定を行う能力があると捉え、環境を整え、自己決定を支える。



自己決定（意思決定）への支援

認知障害を持った人々（知的ないし発達障害、精神障害、認知症、後天的脳損傷その他、認知に影響しうる他の障害をもつ人々）が、平等に社会参加できるように、意思決定の手助けをすること。

意思決定支援の普遍主義

- 意思決定のための支援は、日常的に我々すべてが利用するものであり、大なり小なり決定を下すために、周囲の人間や、入手可能な情報、そして他の形の支援をみな使用する。
- かなりの量の支援を使う人々もいれば、より少ない支援を使う人もいて、それは個々人のニーズや好みの違いに影響される

当然、誰にも「意思」がある

「意思」

・・・心の中に思い浮かべる何かをしようという考え、思い

「意志」

・・・物事をなすにあたっての積極的なところざし

「意思」が思いを表す言葉であるのに対し、

「意志」ははっきりと決定された考えを表す言葉。

すなわち「意思」は、漠然とした思いをも含む概念であり、
どんなに障害の重い人でも「意思がある」ということ。

障害者権利条約

2007年9月28日署名

2014年1月20日批准

2014年2月19日効力発生

第十二条 法律の前にひとしく認められる権利

- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。
- 4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。
- 5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

- 国際的な人権関連の法律文書において初めて、法的能力への権利の定式化を与えたもの
- 後見人に関する法理と他の代理意思決定を、意思決定支援に置き換える責務を定める

意思決定支援とは

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を 送ることができるように、**可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援**し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、**最後の手段として本人の最善の利益を検討**のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

意思決定を構成する三要素

本人の判断能力

本人の判断能力の程度についての慎重なアセスメントが重要となる

意思決定が必要な場面

- ①日常生活における場面（食事・外出・余暇活動 等）
- ②社会生活における場面（自宅→GH、施設→地域への移行 等）

人的・物理的環境による影響

- ・本人に関わる職員や関係者による人的な影響
- ・環境による影響
- ・本人の経験の影響

意思決定支援の基本的原則

- ① 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である
- ② 職員等の価値観においては**不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる**
- ③ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する

最善の利益の判断（本人の意思の推定が困難な場合）

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段であり、次のような点に留意することが必要である。

留意点 ①メリット・デメリットの検討 ②相反する選択肢の両立 ③自由の制限の最小化

自立・自己決定の課題とは何か

- 入所施設の支援者は意思決定に当たり、①生命・心身の安全と自由の尊重とのジレンマ、②制度的な背景がもたらす影響、③支援者側の意識の問題、④家族に関連する要因にジレンマが生じる。
- 明らかに本人にとって不利益であるとしても、その意思決定を尊重するのが原則だがそれをどこまでなら許容するのか。
- 意思を読み解くことがとても困難な障害者や児童の意思決定支援をどのように行い、自己決定であると主張するのか。
- ガイドラインをより一層具体化した対応をノウハウとして集積しつつ、集団的意思決定の流れを組み入れていき、代行的な意思決定に陥らないことが大切である。

※ 樽井康彦・與那嶺司「知的障害者入所施設の支援者が経験する自己決定支援を巡る価値とジレンマ」

2014

意思決定支援におけるピア・サポートの重要性

自伝的記憶が組み立てられることにより、望む未来を具体的に想像し、長期的視点に立った意思決定ができるようになる。

問題解決ではなく経験を分かち合うこと自体を目的とする基本的相談支援に十分に時間を割くことが意思決定支援につながる。

心理的エンパワメント支援



体験的エンパワメント支援

ニーズに合った選択をするために、試しにその選択肢を体験してみる

相談支援はソーシャルワーク

- ソーシャルワークの目的は「一人ひとりの福祉(幸福)が実現される社会をつくること」にある。
- ソーシャルワークとしての相談支援。相談支援専門員は、障害のある人とその周辺の幸福の実現とともに目指すことが使命である。
- 利用者のエンパワメントと権利擁護の達成を目的とした活動である。

相談支援専門員は、利用者に寄り添うのであり、利用者の人生を主導するものではない。

相談支援専門員はソーシャルワーク活動を行う

- ソーシャルワークは、社会福祉の活動全般を指すが、もう一つ、対人援助を通して、環境への様々な働き掛けを行い、利用者の社会生活を充実させていく社会福祉援助技術である。
- ソーシャルワーク専門職のグローバル定義には、「社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する」とある。
- 「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論で、改めて相談支援専門員がソーシャルワークの担い手として期待されていると示された。

「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ（概要）

趣 旨

平成27年4月から原則として全ての障害児者に専門的な相談支援を実施することとされている中、障害児者の相談支援の質の向上を図るため、有識者や関係団体で構成する「相談支援の質の向上に向けた検討会」において相談支援専門員の資質の向上や相談支援体制の在り方について幅広く議論を行い、今後目指すべき方向性をとりまとめた。（平成28年3月から7月まで計5回開催）

とりまとめのポイントⅠ ～相談支援専門員の資質の向上について～

① 基本的な考え方について

（人材育成）

- ・ 相談支援専門員は、障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、ソーシャルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている。また将来的には、社会経済や雇用情勢なども含め、幅広い見識を有するソーシャルワーカーとしての活躍が期待される。

② 人材育成の方策について

- ・ 相談支援専門員の要件である研修制度や実務経験年数などの見直しを行うとともに、キャリアパスの一環として指定特定相談支援事業だけでなく、サービス管理責任者や基幹相談支援センターの業務を担うなど、幅広い活躍の場が得られる仕組みを検討すべき。
- ・ 研修カリキュラムの見直しについては、「初任者研修」及び「現任研修」の更なる充実に加え、指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な実地研修（OJT）を組み込むべき。

③ 指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」について

- ・ 相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図る役割が期待されており、基幹相談支援センター等に計画的に配置されるべき。また、更新研修等も導入すべき。
- ・ 指導的役割を果たすため、適切な指導や助言を行う技術を習得する機会が確保されるよう、都道府県等が人材育成に関するビジョンを策定するなど、地域における相談支援従事者の段階的な人材育成に取り組むべき。

④ 相談支援専門員と介護支援専門員について

- ・ 障害者の高齢化や「親亡き後」へのより適切な支援を行うため、両者の合同での研修会等の実施や日々の業務で支援方針等について連携を図るとともに、両方の資格を有する者を拡大することも一案と考えられる。

⑤ 障害児支援利用計画について

- ・ 障害児支援利用計画については、いわゆるセルフプランの割合が高いが、障害児についての十分な知識や経験を有する相談支援専門員が少ないことが原因の一つと考えられる。これまでの専門コース別研修に加え、障害児支援に関する実地研修などを設けるべき。
- ・ 市町村においても、障害児を取り巻く状況を十分把握し、評価を加えた上で適切な関係機関につなぐなど十分配慮し、そのために必要な知見の習得に努めるべき。

相談支援はソーシャルワーク

「基本相談支援」…相談支援の根幹

- 総合支援法第5条18

「基本相談支援」とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。

→地域の障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害種別、年齢、福祉・保健・医療・教育・就労・住宅等の分野を超えて、地域の障害者等からのあらゆる種類の相談に応じ、総合的な対応を行うこと。

『「障害者相談支援ガイドライン作成とその効果的な普及・活用方策のあり方検討事業」報告書H23.3』より

相談支援はソーシャルワーク

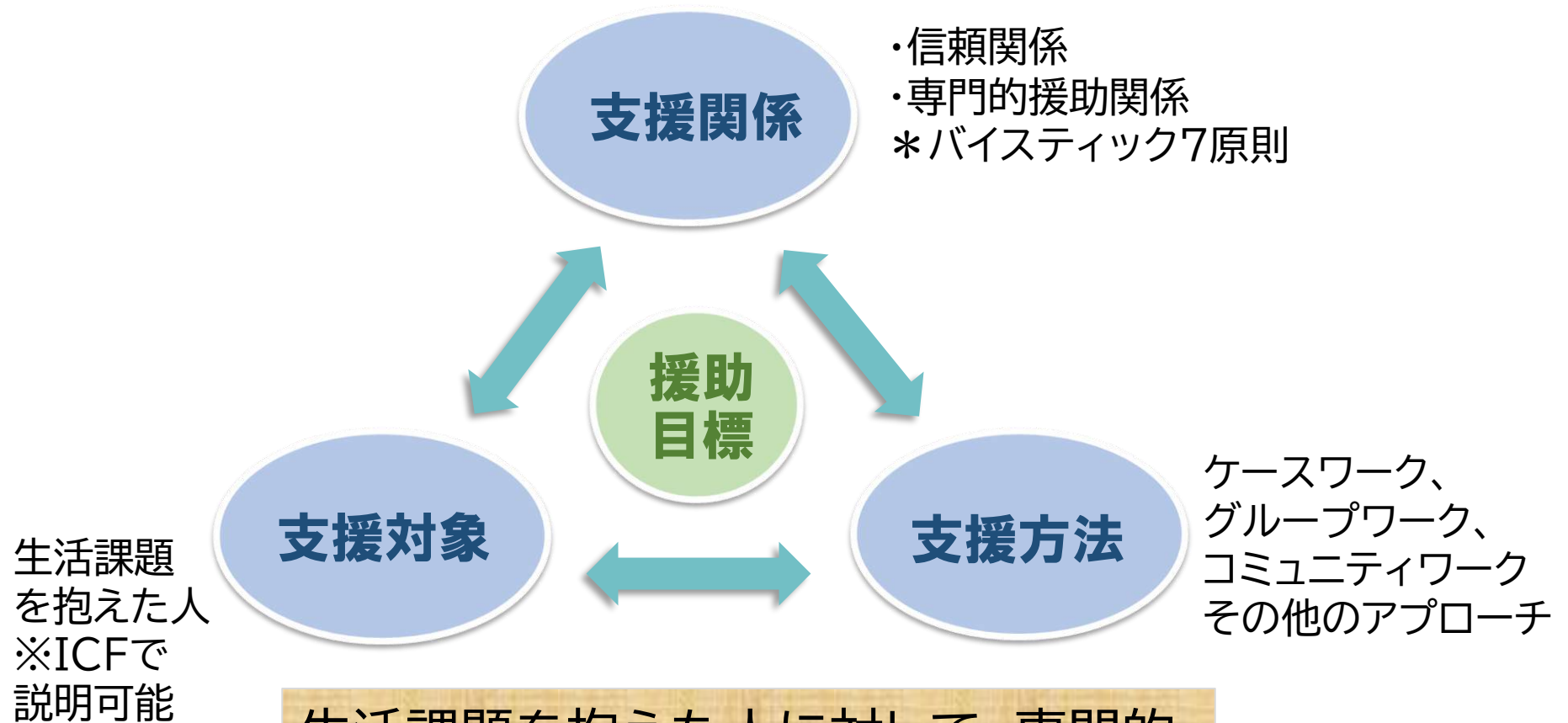
「総合的な対応」… ‘あらゆる相談’ への支援

- 世代、障害を問わない。制度の狭間の問題や、予防的なアプローチが必要な人も含めて、生活のしづらさを受け止める。
- 住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続していけるよう長期的な展望を持って支援する。(個別支援・権利擁護)
- 一人の、あるいは世帯の多様な地域生活のニーズに対し、専門機関がそれぞれで機能するのではなく、地域の関係者や職種が協働し総合的に支援する。(多職種協働)
- 本人と地域の関係性を重視し、地域の中の新たなつながりや支え合える仕組みを作っていく。(地域づくり)

地域を基盤としたソーシャルワーク

すなわち、「**総合相談**」(この後の講義に続く)

相談支援の構成(相談支援の理解のために)



生活課題を抱えた人に対して、専門的援助関係を結び、様々な援助技術を用いて、援助目標に向けクライアントとともに課題を乗り越えていく

問：相談支援専門員は何者？

「基本相談を基盤として、サービス等利用計画作成を行う個別支援だけでなく、協議会活動を核とした地域づくり（多職種協働のネットワーク構築による地域力の向上、社会資源の開発）をも視野に入れ、この両者に連続性と整合性をもって取り組むことができる人材」

+

まとめ

- 一番のよりどころは「本人」。本人主体の視点(本人中心)。支援は本人の想いに沿ったものでなくてはならない。想いが見えなくてもそれを引き出すことから始める。
- 自立・自己決定の視点(意思決定支援)は、本人に意思決定能力があることを前提にする。意思表示が困難でもそれを周囲の協力を得て確認する。
- そのためにエンパワメント・アプローチを基本に本人とのパートナーシップを形成する。
- アドボカシーの視点(権利擁護)は、社会の側に変革を求めていく支援である。偏見や差別に対してあらゆる手段で対抗する。
- 本人が生きることの価値を感じていけるように、多様な人たちとの協働を常に模索していく。

参考文献

- 空閑浩人編著「ソーシャルワーク入門」ミネルヴァ書房(2009)
- 谷口明広・小川喜道・小田島明・武田康晴・若山浩彦「障害のある人の支援計画」中央法規(2015)
- 岩間伸之著「支援困難事例と向き合うー18事例から学ぶ援助の支援と方法ー」中央法規出版(2014)
- 朝比奈ミカ・北野誠一・玉木幸則「障害者本人中心の相談支援とサービス等利用ハンドブック」(2013)
- 平野隆之・田中千枝子・佐藤彰一・上田晴男・小西加保留「権利擁護がわかる意思決定支援」ミネルヴァ書房(2018)